

議第88号

呉市総合スポーツセンター条例の制定について
呉市総合スポーツセンター条例を次のように定める。

呉市総合スポーツセンター条例

(目的及び設置)

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）の精神に基づき、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るため、スポーツ施設を次のように設置する。

名称	位置
呉市総合スポーツセンター	呉市郷原町字ワラヒノ山地内

2 呉市総合スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）は、次の施設で構成する。

- (1) 陸上競技場
- (2) テニスコート
- (3) 野球場
- (4) 弓道場
- (5) 会議室

(指定管理者による管理)

第2条 市長は、前条第1項に規定する目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にスポーツセンターの管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第3条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) スポーツセンターの施設、設備等（以下「施設等」という。）の維持及び管理に関する業務
- (2) スポーツ振興事業に関する業務
- (3) スポーツセンターの使用の許可に関する業務
- (4) 前3号に掲げる業務に付随する業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第4条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従いスポーツセンターの管理を行わなければならない。

(使用時間及び休館日)

第5条 スポーツセンターの使用時間及び休館日は、規則で定める。

(使用の許可)

第6条 スポーツセンターを使用しようとする者は、市長（スポーツセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は指定管理者。以下この条、第8条、第9条、第12条及び第14条から第16条までにおいて同じ。）の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、スポーツセンターの管理運営上必要があるときは、

その使用について条件を付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第7条 前条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けた目的以外にスポーツセンターを使用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、スポーツセンターの使用を許可しない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他市長において必要があると認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は当該使用を制限し、若しくは中止させることができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市又は指定管理者は、その責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可に係る条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(使用料)

第10条 使用者は、スポーツセンターの使用料（以下「使用料」という。）を市に納付しなければならない。ただし、指定管理者にスポーツセンターの管理を行わせる場合は、この限りでない。

2 使用料の額は、別表に定める額とする。

(利用料金)

第11条 使用者は、前条第1項ただし書に規定する場合は、スポーツセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならぬ。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(使用料等の前納)

第12条 使用者は、使用料又は利用料金を前納しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料等の減免)

第13条 市長は、特別な理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。ただし、指定管理者にスポーツセンターの管理を行わせる場合は、この限りでない。

2 指定管理者は、前項ただし書に規定する場合は、市長が定める基準に従い、利

用料金を減免することができる。

(使用料等の返還)

第14条 既納の使用料又は利用料金は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、使用料又は利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(特別の設備)

第15条 使用者は、市長の許可を得て、特別の設備をすることができる。

2 使用者は、前項の規定により特別の設備をしたときは、当該使用の許可に係る期間が満了するまでに、これを撤去し、原状に回復しなければならない。

3 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市においてこれを行い、その費用を当該使用者から徴収することができる。

(使用の制限)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、スポーツセンターについて使用若しくは入場を拒み、又は退去を命じることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれのある物品等を携行する者

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者

(3) 管理上必要な指示に従わない者

(4) その他管理運営上支障があると認められる者

(損害賠償)

第17条 使用者は、施設等を滅失し、又は損傷した場合は、不可抗力によるときを除き、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、スポーツセンターの管理運営について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第10条、第11条関係）

スポーツセンター使用料

1 施設使用料（専用使用）

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
陸上競技場	1 入場料の類を徴収しない場合	2, 400円	1, 200円	4, 800円
	2 入場料の類を徴収する場合	7, 200円	3, 600円	48, 000円
テニスコート（1面）	1 入場料の類を徴収しない場合	500円	250円	1, 000円
	2 入場料の類を徴収する場合	1, 500円	750円	10, 000円

	徴収する場合			
野球場	1 入場料の類を徴収しない場合	1, 440円	720円	2, 880円
	2 入場料の類を徴収する場合	4, 320円	2, 160円	28, 800円
弓道場	1 入場料の類を徴収しない場合	700円	350円	1, 400円
	2 入場料の類を徴収する場合	2, 100円	1, 050円	14, 000円

備考

- 1 陸上競技の大会で陸上競技場を使用する場合はこの表5施設・器具一括使用料（陸上競技の大会使用）の表の規定を、サッカー競技の大会で陸上競技場を使用する場合はこの表6施設・器具一括使用料（サッカー競技の大会使用）の表の規定を適用することができるものとする。
- 2 使用時間以外の時間で使用する場合における使用料の額は、当該基本使用料の2倍に相当する額とする（以下この表3附属施設使用料の表において同じ。）。
- 3 使用時間以外の時間で使用する場合において準備又は後始末のために使用するときの使用料は、前項の規定にかかわらず、当該基本使用料の額と同額とする（以下この表3附属施設使用料の表において同じ。）。
- 4 即売会の類の催物、商品の広告・宣伝その他の商業活動のために使用する場合の使用料は、入場料の類を徴収する場合のアマチュアスポーツ以外に使用する場合の区分による額とする。
- 5 入場料の類を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用するとき以外の使用において準備又は後始末のためにのみ使用する日の当該使用料の額は、当該基本使用料の額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 施設使用料（個人使用）

施設名	単位	一般	高校生以下
陸上競技場	一人1回につき	240円	120円
弓道場	一人1回につき	200円	100円

3 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
管理棟会議室1	1時間までごとに	240円
管理棟会議室2	1時間までごとに	480円
陸上競技場会議室	1時間までごとに	200円
陸上競技場放送室	1時間までごとに	200円
陸上競技場医務室	1時間までごとに	200円

備考 入場料の類を徴収して使用する場合の使用料は当該基本使用料の5割増とし、即売会の類の催物、商品の広告・宣伝その他の商業活動のために使用す

る場合の使用料は当該基本使用料の3倍に相当する額とする。

4 器具使用料

施設名	名称	単位	アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する場合
陸上競技場	夜間照明	1時間までごとに	1,000円	3,000円
	シャワー	一人1回につき		100円
	写真判定装置	一式1回につき	3,000円	9,000円
	陸上競技用器具セット	一式1回につき	6,000円	18,000円
	巻尺類	1個1回につき	50円	150円
	フィールド競技用制限時間告知器	1台1回につき	700円	2,100円
	走り高跳び・棒高跳び用高度計	1本1回につき	100円	300円
	ストップウォッチ	1個1回につき	50円	150円
	バトン	1本1回につき	20円	60円
	砲丸	1個1回につき	50円	150円
	円盤	1枚1回につき	50円	150円
	ハンマー	1個1回につき	50円	150円
	やり	1本1回につき	50円	150円
	拡声装置	一式1回につき	300円	900円
	スタートティングブロック	1台1回につき	50円	150円
	周回表示器	1台1回につき	50円	150円
	ハードル	一式1回につき	300円	900円
	3,000m障害ハードル	1台1回につき	100円	300円
	踏切板	1台1回につき	50円	150円
	走り高跳び用器具	一組1回につき	100円	300円
	走り高跳び用マット	一組1回につき	300円	900円
	棒高跳び用器具	一組1回につき	200円	600円
	棒高跳び用マット	一組1回につき	400円	1,200円
	円盤投げ・ハンマー投げ用囲い	一組1回につき	1,000円	3,000円
	吸水器	1台1回につき	100円	300円
	ビーチパラソル	一式1回につき	50円	150円
	砲丸置き台	1台1回につき	50円	150円
	円盤置き台	1台1回につき	50円	150円
	ハンマー置き台	1台1回につき	50円	150円

やり立て台	1台1回につき	50円	150円
演台	1台1回につき	50円	150円
電動ライン引き機	1台1回につき	50円	150円
サッカー用得点板	1台1回につき	1,000円	3,000円
テニスコート	夜間照明 1面1時間までごとに	200円	600円
野球場	夜間照明 1時間までごとに	1,500円	4,500円
	放送設備及びスコアボード 一式1回につき	1,000円	3,000円
管理棟	シャワー 一人1回につき		100円

備考

- 「陸上競技用器具セット」とは、陸上競技場の部卷尺類の項から電動ライン引き機の項までに規定する器具で、スポーツセンター陸上競技場の器具庫に貸出用として配備している全てのものをいう。
- 陸上競技場の部写真判定装置の項から電動ライン引き機の項までの規定は陸上競技の大会使用の場合に、同部卷尺類の項、電動ライン引き機の項及びサッカー用得点板の項の規定はサッカー競技の大会使用の場合に適用しない。
- 臨時に設置する照明器具等については、使用電力量に応じて実費程度を徴収する。

5 施設・器具一括使用料（陸上競技の大会使用）

施設等名	区分	1日につき		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
陸上競技場施設・器具一式	1 入場料の類を徴収しない場合	20,000円	10,000円	40,000円
	2 入場料の類を徴収する場合	60,000円	30,000円	400,000円

備考

- 「陸上競技場施設・器具一式」とは、陸上競技場の全施設（附属施設を含む。）・全器具から、この表4器具使用料の表に定める陸上競技場の夜間照明及びシャワーを除いたものをいう。
- 「1日」とは、各日の9時から21時までの間における連続した8時間以内の時間をいう。
- 8時間を超えて使用する場合の当該超過分の施設使用料の額の算定に当たっては、この表1施設使用料（専用使用）の表の規定を適用する。

6 施設・器具一括使用料（サッカー競技の大会使用）

施設等名	区分	1時間までごとに	
		アマチュアスポーツに使用する	アマチュアスポ

		場合		ーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
陸上競技場 施設・器具 一式	1 入場料の類を 徴収しない場合	2, 200円	1, 100円	4, 400円
	2 入場料の類を 徴収する場合	6, 600円	3, 300円	44, 000円

備考

- 1 「陸上競技場施設・器具一式」とは、陸上競技場の全施設（附属施設を含む。）及びこの表4器具使用料の表に定める陸上競技場の巻尺類、電動ライン引き機及びサッカー用得点板をいう。
- 2 使用時間以外の時間で使用する場合における使用料の額は、この表1施設使用料（専用使用）の表の規定を適用して算定した額とする。

(提案理由)

呉市総合スポーツセンターを設置するため、この条例案を提出する。